

## 福岡地方労働審議会家内労働部会議事録

1 日時 : 平成 29 年 12 月 7 日 (木) 14 : 59 ~ : 16 : 49

2 会場 : 福岡合同庁舎 新館 4 階 労働大会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 3 人 (定数 3 人)  
末松 宏 (部会長代理)  
所 浩代 (部会長)  
中野 由美子

【家内労働者代表委員】 1 人 (定数 3 人)  
上野 茂伸

【委託者代表委員】 2 人 (定数 3 人)  
有馬 紀顕  
霧 繁樹

【福岡労働局】 西岡 労働基準部長  
宮川 賃金室長 ほか

4 議事

- ( 1 ) 部会長及び部会長代理の選出について
- ( 2 ) 福岡県における家内労働の現状について
- ( 3 ) 福岡県婦人服製造業最低工賃の改正について
- ( 4 ) その他

5 審議内容

室長補佐

ほぼ定刻になりましたので、ただ今から福岡地方労働審議会家内労働部会を開催させていただきます。

本日は、今期最初の家内労働部会でございますので、まだ、部会長並びに部会長代理が選出されておられません。このため、部会長、部会長代理を選出していたくまで、事務局より議事の進行を務めさせていただきます。

進行役の賃金室室長補佐の木原でございます。よろしくお願ひいたします。

最初に、今期の家内労働部会委員につきましては、資料 1 の「福岡地方労働審議会家内労働部会委員名簿」のとおり本審会長から指名されておりますので、ご確認ください。

本日は、家内労働者代表委員の矢田委員、香西委員、委託者代表委員の永島委員がご欠席でございますが、地方労働審議会令第 8 条第 3 項に基づく部会開催に必要な定数は満たされており、本家内労働部会は成立している旨、ご報告いたします。

次に、事務局を代表しまして、労働基準部長の西岡より皆様に一言ご挨拶申し上げます。

労働基準部長

(挨拶)

室長補佐

今期から新しく委員にご就任された方もおられますので、最初に家内労働部会の役割について、確認させていただきます。

本日の資料の中に参 - 2 「福岡地方労働審議会運営規程」がございますが、この資料の 4 ページの別表をご覧になっていただきたいと思います。

家内労働部会は、福岡地方労働審議会の一つの部会として、家内労働に関する事項について、調査審議し、必要な事項について建議する機関という位置づけになっております。

したがいまして、この部会では、家内労働に関する行政の取組内容等を事務局から報告し、それに対しての皆様のご意見をお聞きし、その結果を福岡地方労働審議会に報告することになります。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事(1)「部会長及び部会長代理の選出について」でございます。

地方労働審議会令第 6 条第 5 項及び第 7 項において、「部会長、部会長代理は公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」となっていますが、当部会では、従来からの慣例としまして、公益代表委員で互選していただき、その結果を部会でご承認いただいているところでございます。今回も従来どおりの取扱いでよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)



専門監督官 2名なのですが、実際に年齢別の集計ができたのは1名です。

有馬委員 はい、わかりました。

靄委員 業種別・地区別委託者数の表がありますけれども、その中で繊維工業があつて、その内訳のところに婦人服製造業と男子服製造業がありますけれども、家内労働者数433名からすると82名と53名ということで、ほかの業種に300名ほどいらっしやるわけですけれども、一番多いのはどういう業種なのでしょうか。

専門監督官 繊維工業の中で婦人服製造業と男子服製造業以外に業種別では集計しておりません。

靄委員 おおよそのところで結構なのですけれども、やはり、ここにあるようなタオルとかニット関係にそれだけ従事されているということでしょうね。

専門監督官 はい。

部会長 よろしいでしょうか。

上野委員 調査の方法の関係でご説明がありまして、4月まではなかなか報告が上がらないので、5月に入って「出してください」というアプローチをして上がった数字ということでしたが、この数字そのものは福岡労働局の方で把握されている委託者の数と報告が上がってきた数というのは概ね変わらないとみていいのでしょうか。

専門監督官 集計する数は名簿で委託者として把握しておりますところ全てですので、把握している委託者数と集計する委託者数はイコールということになります。

上野委員 表に載っている数は、家内労働者数も含めて、現状でいくと概ね実数だということですね。

靄委員 その件に関連してよろしいでしょうか。

この調査は過去に調査してきたところにまた調査をお願いしていて、それ以外の企業等に調査を依頼することはないということですか。

専門監督官 この集計は委託状況届に基づくものでして、当方から調査を依頼するといったものではありません。家内労働法で各委託者に提出が義務付けられているものです。

霧 委 員      おそらく、ここの数字以外に、少なくともこの1.5倍ぐらいは、調査に現れていない委託、家内労働があると思うのです。と言うのは、私の近所で知っている限りでもこの表にある数字よりもう少しあるということで、現実にはもっと多いのではないかと思います。

上 野 委 員      結局、その報告をしていただかなければならないという法律上の義務はあるけれども、それが守られていなくて報告が上がっていないということですね。

部 会 長      「実数」とはいえ、報告義務を怠っている委託者もなきにしもあらずということですね。

それにつきましては、何か対応があればまた次回にでもご説明ください。

続きまして議事(3)「福岡県婦人服製造業最低工賃の改正について」ですが、これまでの部会での審議経過と「第12次最低工賃新設・改正計画」について、事務局より説明をお願いします。

賃 金 室 長      [ 資料 4 「第12次最低工賃新設・改正計画」(平成28年4月～平成31年3月) ]  
に基づいて、これまでの審議経過も含めて説明

部 会 長      ありがとうございました。  
ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

各 委 員      ( な し )

部 会 長      それでは、今年度は「婦人服製造業家内労働実態調査」が実施されているようですので、調査結果についてご説明いただき、引き続き経済状況等関係資料についても事務局から説明をお願いします。

統計調査係長  
賃 金 室 長      [ 資料 5 「平成29年度福岡県婦人服製造業家内労働実態調査結果」  
資料 6 「近隣県の婦人服関係最低工賃との比較」  
資料 7 「県内経済の動向(経済指標速報版)」(平成29年11月公表分)  
資料 8 「10月の中小企業月次景況調査」(平成29年10月末現在)  
資料 9 「県内景況情報」(平成29年9月期)  
資料 10 「繊維産業の現状と課題」  
資料 11 「九州・沖縄「企業短期経済観測調査」(2017年9月) ]  
に基づいて説明

部 会 長      ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

上野委員 資料 5の第7表でご説明があったところですが、これからの対応をお聞きしたいのですが、現行の工賃額を下回るところの内訳の詳細を把握しないと、果たして違法であるかどうか定かではありませんというお話でしたが、この下回っているところの内情の調査を、労働局で調べていくという理解でよろしいですか。

賃金室長 これにつきましては、回答調査なので直接行くということは調査の性質上できませんが、家内労働指導員が福岡で2人選任されておりまして、毎月数件指導していますので、家内労働指導員を通じて指導を図っていききたいと思います。  
毎年、調査事業場の翌年度分を前年度末までに決めるのですが、法違反を直接指摘するというよりも、家内労働指導員の指導の中で改善を図っていききたいと思います。

有馬委員 2つ質問いたします。  
1つ目は、第7表ですが、こういう細かい工程ごとの工賃額表ができたのはいつですか。  
2つ目は、第21表の家内労働者の意見の総回答数はいくつありましたか。

統計調査係長 先に2つ目のご質問から回答いたしますと、意見を書いていた方はこの3名のみです。

賃金室長 最初のご質問についてですが、途中で廃止になった工程もありますが、この表とほぼ同じ工程の推移となると、昭和57年からです。

有馬委員 どうして質問したのかというと、家内労働において、相当な工程の省略や簡略化があり、各県と比較しても比較不能であるとか、そういう少ない回答の中での工賃額を信用して判断して良いのだろうかと思います。  
途中で人の入れ替わりがあったのかもしれませんが、第11表の年齢別の構成比にしても、同じ人であればこのような人員構成比になりませんが、途中で他から転入されたら、このように数字が異常になったりするのだろうかと思います。  
収入においても、細かく数字を見ると、本当に正しいのか、時間当りの工賃額についても、家事の合間にぼちぼちやっているというのはどのように計算しているのか推測しがたいところがあると感じ、質問させていただきました。

薮委員 本日、事業者は私だけで、今回、改定の議題にあがっている婦人服とは別の事業ですが、私も婦人服関係の事業者の方と意見を交わすこともありますので、事

業者代表として意見を述べさせていただきます。

まず、家内労働の実態について現場から説明すると、家内労働は事業者にとっても家内労働者にとってもお互いに非常に都合が良いです。

年齢が書いてありますが、実際にやっている方々は70歳前、70歳以上の方々がほとんどです。通勤はできないが、元気で、指先だけでできるような仕事があり、何もしないよりも、仕事ができる小遣いが得られるので、喜んでいただいている方が多いのも確かです。

我々にとっても、業種は違いますが、そういう仕事を会社内ですると、季節ごとの期限に間に合いませんし、多数の人に手伝ってもらうことにより非常に助かっている実態があります。

今回、改定の議題にあがっております繊維業ですが、現状としては、私達食品関係の業種は外国のものと比較したときに、国産の安全性において比較的価格差が認められています。しかし、衣服についてはブランド品でも中国で縫製することがあたりまえになっています。特にユニクロさんが台頭して以来、海外で安く作ることがスタンダードになってきました。

デパートの売行きが落込んでいますが、スーパーでは衣類の売行きが伸びている。ある程度のものがスーパーで売られていて、わざわざデパートの高いものは購入しなくて良い状況になってきている。そうすると海外との価格競争が厳しくなっている。そういう一面があります。

また、佐賀県や大分県等の県外との価格差があるため、人と仕事の需要と供給が関係していて、自然と福岡は価格が高くなっていることが実態です。

その中で、価格を更に引き上げるとなると、私が繊維業の方の代弁をするとなると、かなり厳しいのではないかと思います。その反面、逆に最低賃金を決めれば、それが基準となるのでプラスの面もあると思います。

近年、人手不足が著しくなって家内労働さえも人が少なくなっています。賃金は自然と上がっていくので、工賃は労使間で自然に決められていっていいものではないかという気がしています。あくまでも、私の個人的意見です。

部 会 長            ありがとうございます。

    靄委員個人のご意見として、この業界の状況だと、最低賃金とは直接は関係ありませんが、最低賃金の引上げに伴って工賃を見直される可能性もあるので、労使の実意に委ねられてはどうかということですね。

    改定の必要性も含めてご意見ございますか。

上野委員            発注者と受給者の関係で工賃が決められるのも良いのかも知れませんが、この制度があるので発注者と受給者の関係だけに任せるわけにもいかない。そうすると何を基準に決めるかが悩みです。

    3年前、14年ぶりに引き上げようということで、使用者側委員にもどちらかと

いえば積極的に賛同していただいたと、私は受け止めております。その時も、結果的に指標にしたのは最低賃金しかありませんでした。最低賃金をベースに比率を考えようということで引上げに同意をいただいたということです。

3年経って、最低賃金を指標に、この3年分の比率を適用して欲しい気持ちは、正直言って今回ありません。もう少し様子を見たほうが良いのではないかと、今日欠席の委員とも相談しました。

ただ、前の最低賃金は上がっても2円か3円、リーマンショックの時は0円というのもありました。しかし、アベノミクス後の4年前からどんどん上がりだした。すると、13年待って、それから最低賃金がアップした分の比率を上げましょうというのは正直少し困ります。

ですので、3年後には最低賃金の6年間の比較をしながら、最低賃金のアップ率を参考にして真摯に考えていく合意をしていただけることを希望しています。

委託者の意見で、取引先の工賃が上がらないから苦しいという意見がありますが、そのとおりだと思います。そのことは問題ですが、その部分だけの議論だとこの部会では議論することができません。そこで、地方労働審議会では、事業者を安定的に維持させるための政策を、ぜひ議論してほしいと思います。

そうすると、お年寄りも働けるチャンスができますし、働いている人には元気な方が多いです。その元気に働けるチャンスを奪わないで欲しい。自然と減って淘汰されるようなことにならないように、福岡労働局で業者を支援するように、労働基準部から問題提起して議論を深めていただきたいし、何らかの策を講じてほしいと思います。

靄 委 員 先ほどは言い方が悪かったかもしれませんが、私もこの制度は継続して良いと思います。

表で言いましたように、福岡県の工賃が他の県と比べて、ほとんどの数値が130から140パーセントですので、福岡県においては今回そのような気持ちでした。

この部会と話は違いますが、高齢者雇用補助金制度等は会社に勤めている人は対象となりますが、会社に行かず家内労働をしている人についても、制度の枠組の中で支援していただきたいと希望します。

部 会 長 のちほど、各代表から最終的なご意見を伺いたいと思いますけれども、まずは、ただ今のご意見等を踏まえまして、事務局から今年度の婦人服製造業最低工賃の改正について、どのようなお考えをお持ちか教えていただきたいと思います。

賃 金 室 長 それでは、私の方から今回の家内労働部会開催にあたって、事務局の意見を述べさせていただきます。

まず、福岡県における家内労働の現状については、最初に説明がありましたとおり、県内の委託者数、家内労働者数は激減しており、審議の対象である婦人服製造



業においても、減少している状況にあります。

最低工賃額決定の際に重視する事項については、事務局より婦人服製造業家内労働実態調査結果を報告しましたが、委託者が工賃額を決定するにあたって最も重視したのは、作業内容の技術的困難度となっており、次いで、家内労働者の技量・熟練度、最低工賃という調査結果でありました。

最低工賃の決定、廃止等に関する委託者、家内労働者の意見について、委託者は、「最低工賃は目安としては必要、受注工賃はこの10～15年間改定されていない、毎年の最低賃金額の引上げが大変厳しい」受注工賃がまったく上がりず経営が苦しい。もっと考慮してほしい」という意見でありました。

家内労働者は、「工賃が上がるのはうれしいが、自分の小遣いになるだけなので、楽しんでやっている」「時間は余っているし、自分の小遣いになる分だけなので楽しんでやっている」「家事の合間にぼちぼちできるので、多少なりとも助かっている」という意見でありました。

県内の経済状況、繊維産業の現状についてご説明をいたしましたけれども、経済状況は改善傾向であるが、繊維産業については、バブル崩壊以降、生産拠点の海外移転が進み、国内では低迷している現状となります。

近隣県の婦人服関係最低工賃との比較ということで、福岡県の最低工賃は、九州他県と比べて約38%高く設定されており、また、今年度九州他県で婦人服最低工賃改定の予定がないことから、今年度さらに引き上げると格差が拡大する状況にあります。

最終的に、事務局の意見として、繊維産業は、海外製品の流入や生産の海外移転のため、価格低下が進行している現状にあり、最低工賃を引き上げて、製造原価を引き上げることは、委託者が家内労働者に委託すること自体を止めるおそれがあり、ひいては、家内労働者全体の仕事が減少してしまうおそれがあることを考慮しなければなりません。

また、前回婦人服家内労働部会において、婦人服最低工賃を14年ぶりに全面改定することを決定し、現行の最低工賃が設定されている22工程すべてについて、平均約15パーセントのアップ率で改定しており、全22工程を改定したのは、平成9年以来18年ぶりとなっております。前々回改定した平成13年4月は5工程のみで、すべて1円ずつのアップということでした。

こういったことを考え合わせると、今回の最低工賃の改定は、慎重に判断すべきと思料するしだいでございます。

以上です。

部 会 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から婦人服製造業最低工賃の改正についての考えが示されましたが、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

まずは、家内労働者代表委員からお願いします。

- 上野委員 先ほど申し上げたとおり、今回は改定を希望いたしません。  
次回、3年後の審議の際に、一つの指標となる最低賃金の引上率に焦点を当てていただいて、引上率が高い場合は改定するかどうかの議論をぜひお願いしたいと思います。
- 部会長 ありがとうございます。  
では、委託者代表委員のご意見をいただいてよろしいでしょうか。
- 有馬委員 今の事務局のお考えでよろしいのかと思います。  
ただ、私の個人的なこだわりで、ぜひ次回までにお調べいただきたいのは、色々な産業で工程の見直しがかなり進んでいると思うのですが、たとえば、昭和57年位と比べると、作業時間が半分位になったとか、働いた時間単価はでているのですが、作業工程の見直しや改善、材質の良しあし、慎重さを求められていた作業が平易にできるようになった、作業に用いる道具が改善された等、その辺が改善されていないと全然工賃が上がらなくて利益は上がらないのです。  
工程の見直しはどの産業でも行われているので、次回、上野委員がおっしゃったように、改定の議論をするのであれば、その辺りを根本から見直した方が良いのではとお願いをしておきたいと思います。  
以上です。
- 部会長 ありがとうございます。  
公益委員の方はどうでしょうか。
- 末松委員 引上げについては、前回かなり議論されて進められたので、おっしゃるとおりだと思います。  
ただ、家内労働者代表委員が言われた「10年から15年、受注工賃が上がっていない」という問題ですが、やはり、最低工賃を上げると同時に受注工賃も上がらないといけないと思います。  
大企業と中小企業の関係性の問題、受注工賃が上がらないと、中小企業は直接受注しようという動きになってきている。働き方改革もありますけれども、そういう企業間の問題にもメスを入れていかないと、家内労働だけの問題では済まない状況になっていると感じています。
- 部会長 ありがとうございます。  
中野委員はどうでしょうか。
- 中野委員 末松委員がおっしゃったように、受注工賃に関してはかなり厳しいところがあ

り、さらに工賃を上げるとなると苦しいというのわかります。

労働局、家内労働者側、委託者側が言われたことは、どれももっともだなと思います。

今のお話では、3年後にもう一度考えてみようということなのですが、少し危惧するのが、資料 5 の第9表に賃金が最も低い者の1時間当たり賃金額ということで、3つの委託者では765円という最賃を意識した金額であろうと思われるのですが、今年789円になって、このままの引上げ率で2年後50円上がったとしたら839円位になります。その時に、この1時間当たり賃金額の状況というのが、このまま仕事量が変わらなければ大体765円のままだと思いますので、かい離が生じてくるのではないかと思いました。

3年後議論する時に、どういう考慮をして、どういう上げ幅になるのか難しいところではないかと、そして、先ほど言われたように、受注工賃がなかなか上がらないということで、高齢者を家内労働者として雇うことに関して、政府の方でバックアップがあれば、もっと良いのではないかと考えました。

もう一点、調査についてなのですが、委託者については回収率が84パーセントということなのですが、家内労働者の回収率が28パーセントとかなり低いので、調査票を回収するのはもの凄く大変なことであるというのは良くわかるのですが、高齢者が多いのでなかなか回答が得られないと思うのですが、この回収率がもう少し上がると、グラフや数字の信ぴょう性が上がるのではないかと思いました。

部 会 長

ありがとうございました。

では、まとめに入りたいと思います。

家内労働者代表委員からは、事務局のご意見を受けまして、今回は慎重に考えたいということで、引上げについてはご意見がなかったと思うのですが、事務局のご意見にもありましたとおり、前回は14年ぶりの改定ということで、改定までに時間がかかっていますので、次回の審議では、最低賃金が国の要請でどんどん上がっていますから、少し早いペースで引上げの議論を俎上に載せていただきたいというご意見をいただきました。

委託者代表委員からは、先ほどのお話にありましたとおり、景気が回復していても、取引先との関係性や、海外輸入が多く国内生産業は経済状況が厳しいということも踏まえて、慎重な姿勢をとりたいというお話がありました。

有馬委員の方からは、近代化が進んで、工程も大分変わっており、県内もフレキシブルに変わっていますから、昭和50年代に作った表の工程で良いのかどうかを慎重に見直し、または見直すかどうかも含めて議論に含めていただきたいというお話がありました。

公益委員の方々にも、色々ご意見を踏まえていただきありがとうございました。そこで、公益委員の代表としまして次のように考えていきたいと思っております。

婦人服製造業における家内労働の状況につきましては、色々お話がありましたとおり、委託者数、家内労働者数ともに長期の減少傾向が続いていまして、その背景として、先ほど申し上げましたとおり、海外からの輸入、委託事業者の消滅など、色々な厳しい状況が考えられます。

しかしながら、減少傾向にあるとはいえ、一定数の委託者、家内労働者が存在しており、最低工賃制度の実効性を失われたとまではいえないことから、この制度自体は維持していきたいと考えています。

次に、最低工賃を上げるかどうかの話ですけど、先ほど説明がありましたとおり、当事者の委託者、家内労働者本人からは、意見が少なかったのですけれども、特に強く工賃改正が必要とまでは言われていません。

また、各県の状況を見ましても、福岡県は九州をリードしていますから、特に、他県と比べて基準が低いということもなく、そういう面からも工賃の改定については慎重に考えていきたいと思えます。

各県の状況を調べていただきましたけれども、特に引上げの予定はないということですが。

従って、今年度は婦人服製造業の工賃引上げを見送るべきではないかというまじめに入りたいのですが、いかがでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

部 会 長

意見の一致をみましましたので、家内労働部会では、「婦人服製造業最低工賃の改正は見送るべきである」との審議内容を地方労働審議会あてに報告することとしたいと思います。

では、議事(4)「その他」ですが、事務局から何かございますか。

室 長 補 佐

特にございません。

部 会 長

それでは、本日の家内労働部会は、これをもちまして閉会としたいと思います。寒い中ありがとうございました。お疲れ様でした。